

企画調整課

(☎64・7101)【直通】

平成26年版

県民手帳の受付

県民の皆さんに親しまれて
いる「岐阜県民手帳」の平成
26年版が発行されます。

最新の各種統計データを掲
載し、県勢・市町村勢が一目
でわかる統計資料や、日常生
活に役立つ情報やタイアリー
などを収録した便利で使いや
すい手帳です。

●表紙の色

全3色(紺・エンジ・黒)

●価格

630円(税込)

●申込期限

11月15日(金)

●配布時期

11月下旬(予定)

●申込先

企画調整課

※今月の広報と一緒に申込書
を回覧しています。現金を
添えて申し込みください。

産業振興課

(☎64・7113)【直通】

農地相談会を 開催します

開催します

農業委員会では、農地のこ
とで悩んだり、困っている方
のために、農地相談会を毎年
2月・5月・8月・11月の年

4回開催しています。

相談は無料で、秘密は堅く
守られますので、お気軽にご
相談ください。

●日時

11月27日(水)
午後1時～4時

●場所

安八町役場2階会議室

●次回

平成26年2月26日(水)
に開催予定です。

梅の木剪定講習会のお知らせ

お知らせ

来年の梅の開花に先立ち、
梅の木剪定講習会を開催しま
す。講習会では講師の実演を
交えながら説明を受け、その
後、各自で剪定実習を行いま
す。

梅の木の剪定について学び
たいとお考えの方は、ぜひご
参加されてはいかがでしょうか。

●日時

11月28日(木)
午前9時～11時

●場 所

※予備日 11月29日(金)

●持ち物

ふれあいセンター

●剪定ばさみ・のこぎり・

軍手

●申込期限

11月27日(水) 正午まで

●申込先

安八町役場 産業振興課

税 務 課

(☎64・7102)【直通】

サラリーマンの 年末調整

サラリーマンは毎月の給料
やボーナスから所得税が源泉
徴収されていますが、源泉徴
収された所得税額と1年間の
給与総額に対して納めなけれ
ばならない税額は必ずしも一
致しません。

それは、結婚などにより年
の途中に扶養親族の数が変わ
ることや、生命保険料控除や
地震保険料控除などのように、
年末に差し引く所得控除もあ
るからです。

そこで、その年最後の給与
等が支払われる際に、所得税
の過不足額を精算する手続き
が必要となります。これを
「年末調整」といいます。

大部分のサラリーマンは、
「年末調整」によりその年の
納税を完了することになりま
すので「年末調整」はサラリー
マンにとって、確定申告に代
わる大切な手続きといえます。

※1年間の給与と収入が2,0
00万円を超える方や「給与
所得者の扶養控除(異動)申

告書」を提出していない方な
どは、確定申告が必要です。

大垣 税 務 署

(☎78・4101)

青色申告決算説明会の ご案内

●日時

平成25年11月26日(火)
①午前10～正午
②午後1時30分～

●場 所

大垣市民会館 大会議室
(大垣市新田町1-2)

●お問い合わせ先

大垣税務署
個人課税第一部門

※青色申告決算書用紙は、確
定申告書用紙に同封して送
付します。(電子申告をさ
れている方には、先の手紙
はともに送付されません)
なお、各用紙は国税庁ホー
ムページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロード
することが出来ますのでご
利用ください。

これまで個人の白色申告者
のうち前々年分あるいは前年
分の事業所得、不動産所得ま
たは山林所得の合計額が30

0万円を超える方が対象とさ
れていた記帳と帳簿書類の保
存制度は、平成26年1月から
所得の合計額に関わらず、こ
れらの所得を生ずべき業務を
行うすべての方が対象となり
ます。

なお、この記帳と帳簿書類
の保存制度につきましては、
所得税の申告が必要ない方も
対象となります。

詳しくは、国税庁ホーム
ページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので
ご覧ください。

税を考える週間 のお知らせ

11月11日(月)～17日(日)

「税を考える週間」です。
国税庁ホームページでは
「税を考える週間」の特集
ページを開設し、動画で国税
局や税務署の仕事を紹介する
インターネット番組(Web-TV)など、税に関する情報
を掲載します。
この機会に、税について考
えてみませんか。

記帳・帳簿等の 保存制度について

これまで個人の白色申告者
のうち前々年分あるいは前年
分の事業所得、不動産所得ま
たは山林所得の合計額が30